

外来生物法に基づき特定外来生物に指定される ハヤトゲフシアリ等 14 種類に係る同法施行規則の一部改正について

令和 2 年 10 月 30 日（金）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）に基づき、ハヤトゲフシアリ等 14 種類が新たに特定外来生物に指定されることに伴い、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成 17 年農林水産省・環境省令第 2 号。以下「施行規則」という。）が一部改正され、本日公布されましたので、お知らせいたします。当該規制については、令和 2 年 11 月 2 日（月）より開始されます。

なお、施行規則について令和 2 年 9 月 14 日（月）から同年 10 月 13 日（火）にかけて実施した意見募集（パブリックコメント）について、意見の提出はありませんでした。

1. 施行規則の一部改正

今般、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令」（平成 17 年政令第 169 号）が改正され、ハヤトゲフシアリ等、ヨコエビ科の 1 種、外来ザリガニ類（アメリカザリガニを除く）、エフクレタヌキモ等の合計 14 種類（4 科・4 種群・5 種・1 交雑種）が特定外来生物に追加されます。（添付資料 1）

未判定外来生物に指定されている種の一部を特定外来生物に指定することから、未判定外来生物一覧からこれらの種の削除等を行うとともに、種類名証明書の添付が必要な生物を追加指定する等の所要の改正を行いました。

2. 意見募集（パブリックコメント）の結果

令和 2 年 9 月 14 日（月）から同年 10 月 13 日（火）にかけて実施した、施行規則の改正に係る意見募集（パブリックコメント）について、意見の提出はありませんでした。

3. 添付資料

資料 1：特定外来生物の指定対象種について（令和 2 年 11 月 2 日指定）

資料 2：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

別表 1：未判定外来生物及び種類名証明書の添付が必要な生物の改正

環境省自然環境局野生生物課
外来生物対策室
代 表 03-3581-3351
室 長 北橋 義明
室長補佐 水崎 進介
担 当 前田 尚大（内線 6688）